

# 岐阜県公報

号外(一) 平成三十年三月二十二日

## 目次

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	八
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(同)	八
岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一〇
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	一四
岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一四
岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	一五
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一五
岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(消防課)	一六
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(環境生活政策課・健康福祉政策課)	一六
岐阜県ふるさと環境保全基金条例の一部を改正する条例	(環境企画課)	一七
岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例	(廃棄物対策課)	一八
岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(私学振興・青少年課)	一八
岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(医療整備課)	一九

岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例	(同)	一九
岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一九
岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(同)	二〇
岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	二〇
岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	(高齢福祉課)	二二
岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例	(同)	三五
岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(障害福祉課)	四六
岐阜県指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(同)	五四
岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	六八
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	六八
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(商工政策課)	六九

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) 休日に当たる

平成三十年三月二十二日

岐阜県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例

(恵みの森づくり推進課)

六九

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(建設政策課・都市政策課)

七〇

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(都市政策課)

七〇

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例

(住 宅 課)

七〇

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

(都市公園課)

七一

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例

(教育総務課)

七一

岐阜県社会教育委員条例の一部を改正する条例

(同)

七二

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(会 計 課)

七二

岐阜県住宅宿泊事業条例

(生活衛生課)

七四

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

(議事調査課)

七六

岐阜県がん対策推進条例の一部を改正する条例

(同)

七八

岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(同)

八〇

本号で公布された条例のあらまし

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第五号)

一 知事及び副知事の退職手当の支給割合を引き下げることとした。(第四条関係)

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第六号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を一九人増員することとした。

(内訳)

1 増員するもの

(一) 知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。) 七人

(二) 議会の事務部局 一人

(三) 学校 二人

2 減員するもの 一人

企業会計職員(都市建築部)

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を二一人減員することとした。

(内訳)

1 小学校、中学校及び義務教育学校 一三人

2 特別支援学校 八人

三 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(条例第七号)

一 「国家公務員退職手当法」の一部改正に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 退職手当の額に係る調整月額を規則で定める職員の区分に応じ、五、〇〇〇円から一五、〇〇〇円までの範囲で引き上げることとした。(第一条関係)

2 退職手当の額に係る調整率を一〇〇分の八七から一〇〇分の八三・七に引き下げることをとした。(第一条、第三条関係)

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）

一 岐阜県人事委員会の平成二九年一〇月二三日付けの給与についての勧告に鑑み扶養手当の月額について、段階的に見直すこととした。（第一一条関係）

二 東日本大震災以外の大規模災害に対処するため、次の作業等に従事した場合の特務手当の特例を定めることとした。（附則第一四項、附則第二六項関係）

1 死体処理作業

2 原子力事業所の敷地内等における災害応急作業

3 捜索救助業務（引き続き五日以上従事した場合）

三 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県税条例の一部を改正する条例（条例第九号）

一 「地方税法施行規則」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇号）

一 題名を「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例」に改めることとした。

二 「地域再生法」に基づく特定業務施設の整備計画について知事の認定を受けた事業者が当該施設の新設又は増設を行った場合における事業税及び不動産取得税の特例について、内容を見直した上で、その適用期間を二年延長することとした。

（第二条及び第三条関係）

三 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一号）

一 「公職選挙法」の一部改正に鑑み、県議会議員選挙における選挙運動のために使用するビラの作成について公費負担の対象とし、その額を定めることとした。

（第一条、第二条及び第四条の二関係）

二 この条例は、平成三一年三月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一二号）

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

1 環境・生活関係（「特定非営利活動法人法」二七項目）

2 保健・福祉関係（「老人福祉法」など二法令五項目）

3 国土利用・都市計画関係（「駐車場法」など四法令四八項目）

4 教育関係（「岐阜県文化財保護条例」六項目）

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一三号）

一 「消防法」の施行に関する事務に係る手数料のうち、危険物取扱者免状交付手数料等の額を改定することとした。（別表第一関係）

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成三〇年五月一日から施行することとした。ただし、二は、公布の日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一四号）

一 平成三五年三月三十一日までの間に限り、大学、高等学校等の在学生が申請する場合における狩猟免許申請手数料の額を軽減することとした。（附則第一項関係）

二 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に伴い、二以上事業者産業廃棄物処理特例認定申請手数料及び二以上事業者産業廃棄物処理特例認定申請手数料を新たに徴収することとした。（別表第一関係）

三 「介護保険法」の一部改正に伴い、介護医療院開設許可手数料及び介護医療院変更許可手数料を新たに徴収することとした。（別表第一関係）

四 「土壌汚染対策法」の一部改正に伴い、汚染土壌処理業者地位承認申請手数料を新たに徴収することとした。（別表第一関係）

五 介護支援専門員実務研修手数料等の額を改定することとした。（別表第一関係）

六 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の施行に関する事務に係る手数料のうち、破砕事業業範囲変更許可申請手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

（別表第一関係）

七 保健所及び保健環境研究所において行う衛生試験等に関する事務に係る手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

八 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県ふるさと環境保全基金条例の一部を改正する条例（条例第一五号）

一 基金の元本を取り崩し、事業費に充てることができることとした。（第一条、第二条及び第四条関係）

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例（条例第一六号）

一 「農林物資の規格化等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第一七号）

一 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第一八号）  
岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出割合を零とすることとした。（第三条関係）

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例（条例第一九号）

一 「地方独立行政法人法」の一部改正に伴い縮小された岐阜県地方独立行政法人評価委員会の権限のうち、中期計画の作成及び変更に係る認可に関する事項等について知事に意見を述べることができることを、岐阜県地方独立行政法人評価委員会の権限とすることとした。（第一条関係）

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二〇号）

一 「医療法施行規則」の一部改正に伴い、公的医療機関等の開設の許可等の基準となる病床数の算定に当たり、無菌病室等の病床を対象に加えることとした。

（第二条関係）

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第二一号）

一 「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 基金事業交付金を交付する特別の事情は、「多数の被保険者の生活に急激かつ多大な影響を及ぼす災害その他の事情が生じたこと」とすることとした。

（第八条関係）

2 県は、基金事業交付金の交付を行った年度の翌々年度において、当該基金事業交付金の交付を受けた市町村から財政安定化基金拠出金を徴収することとした。（第九条関係）

3 平成三六年三月三十一日までの間は、基金を、特例事業に必要な費用に充てることができることとした。（附則第四項関係）

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第二二号）

一 「旅館業法」等の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県旅館業法施行条例  
（一）「旅館業法施行令」の一部改正を踏まえ、旅館・ホテルに関し、衛生上講ずべき措置及びその施設に係る構造設備の基準を緩和することとした。（第四条及び第六条関係）

（二）その他所要の規定の整理を行うこととした。

2 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例  
所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成三〇年六月一五日から施行することとした。

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（条例第二三号）

一 「介護保険法」の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとした。

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例（条例第二四号）

- 一 「介護保険法」及び介護保険に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備等を行うこととした。
  - 1 次の六条例について、厚生労働省令の改正内容に準じた改正を行うこととした。
    - (一) 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
    - (二) 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
    - (三) 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
    - (四) 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
    - (五) 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
    - (六) 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
  - 2 次の二条例について、厚生労働省令の改正内容に準じた改正を行うとともに、新たに創設されたサービスについて、一部県の独自基準を定めることとした。
    - (一) 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
    - (二) 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
  - 3 「岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」を廃止することとした。
    - 二 この条例は、一部を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。
      - 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二五号）
- 一 「児童福祉法」及び障害児に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
  - 1 次の二条例について、厚生労働省令の改正内容に準じた改正を行うこととした。
    - (一) 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
    - (二) 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 2 「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」について、厚生労働省令の改正内容に準じた改正を行うとともに、新たに創設されたサービスについて、一部県の独自基準を定めることとした。
  - 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。
    - 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二六号）
- 一 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び障害者に係る各種の施設・サービスの基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
  - 1 次の二条例について、厚生労働省令の改正内容に準じた改正を行うこととした。
    - (一) 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
    - (二) 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
  - 2 「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」について、厚生労働省令の改正内容に準じた改正を行うとともに、新たに創設されたサービスについて、一部県の独自基準を定めることとした。
    - 3 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」について、所要の規定の整理を行うこととした。
      - 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。
        - 岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第二七号）
  - 一 岐阜県子育て支援対策臨時特例基金の存続期限を平成三〇年六月三〇日から平成三三年六月三〇日に延長することとした。（附則第二項関係）
    - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
      - 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第二八号）
  - 一 「児童福祉法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成三〇年四月二日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 産業技術センター及び工業技術研究所において行う工業試験に関する事務につ

いて、次のとおり規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

1 「試験（光沢度）」に係る紙・パルプ試験手数料を新たに徴収することとした。

2 「引張り、圧縮、曲げ又ははく離（油圧式）」に係る機械・金属試験手数料の額を改定することとした。

二 「砂利採取法」の施行に関する事務（河川管理者として行うものを除く。）に係る手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

三 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例（条例第三〇号）

一 所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第三二号）

一 二級建築士木造建築士試験手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

二 「砂利採取法」の施行に関する事務（河川管理者として行うものに限る。）に係る手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

三 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第三二号）

一 「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行により、新しい用途地域として「田圃住居地域」が創設されることに伴い、次の四条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県屋外広告物条例

（一）田圃住居地域を広告物の表示等を禁止する地域とすることとした。（第五条

条関係）

（二）田圃住居地域を、政党が表示するはり紙等について（一）の適用を除外する地域とすることとした。（第八条関係）

2 岐阜県建築基準条例

（一）田圃住居地域を、日影規制の対象区域として指定するとともに、その区域

において日影を生じさせてはならない時間を定めることとした。（第二十九条 関係）

（二）その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 岐阜県土木関係手数料徴収条例

（一）用途地域内建築等許可申請手数料として、田圃住居地域内の建築物の建築等の許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。（別表第一関係）

（二）その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例  
田圃住居地域を風俗営業の営業所の設置を制限する地域とすることとした。  
（第二十九条関係）

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第三三号）

一 「公営住宅法施行令」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第三四号）

一 養老公園の駐車場の利用を無料にすることとした。（別表第一及び別表第三関係）

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例（条例第三五号）

一 岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会を設置し、その組織及び運営に關し必要な事項を定めることとした。

1 所掌事務は、県立学校及び教育委員会事務局における重大事態及びハラスメントや過労死の防止対策に関する事項について調査審議することとした。（第三 三条関係）

2 審議会は、委員七人以内で組織し、法律、医療、心理、労働又は教育に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命することとした。（第四条関係）

3 委員の任期は、二年とすることとした。（第五条関係）

4 その他審議会の組織及び運営に關し必要な事項について定めることとした。

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県社会教育委員条例の一部を改正する条例（条例第三六号）  
 一 社会教育委員の会議の招集に係る教育長の権限を廃止することとした。（第八  
 条関係）

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第三七号）

一 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の施行に関する事務に  
 係る手数料のうち、風俗営業所構造等変更承認申請手数料等の額を改定すること  
 とした。（別表第一関係）

二 火薬類運搬証明書交付手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

三 質屋営業許可申請手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

四 核汚染物運搬証明書換入手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

五 「銃砲刀剣類所持等取締法」の施行に関する事務に係る手数料のうち、外国人  
 銃砲所持許可申請手数料等の額を改定することとした。（別表第一関係）

六 「道路交通法」の施行に関する事務に係る手数料のうち、駐車監視員資格者証  
 再交付手数料等の額等を改定することとした。（別表第一関係）

七 「警備業法」の施行に関する事務に係る手数料のうち、警備員指導教育責任者  
 資格者証書換入手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

八 「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」の施行に関する事務に係る  
 手数料のうち、自動車運転代行業認定申請手数料等の額を改定することとした。

（別表第一関係）

九 「探偵業の業務の適正化に関する法律」の施行に関する事務に係る手数料のう  
 ち、探偵業変更届出証明書交付手数料等の額を改定することとした。（別表第一  
 関係）

十 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

岐阜県住宅宿泊事業条例（条例第三八号）

一 住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者（以下「住宅宿泊事  
 業者等」という。）の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の  
 宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって  
 県民生活の安定向上及び県民経済の発展に寄与することを目的とする。こととした。

（第一条関係）

二 県は、住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光  
 旅客の来訪及び滞在を促進するため、県民及び住宅宿泊事業者等が法及びこの条  
 例の趣旨及び内容に対する理解を深めるための施策等を実施する責務を有するこ  
 ととした。（第三条関係）

三 住宅宿泊事業者（住宅宿泊管理業者が委託された場合にあつては、住宅宿泊管  
 理業者。以下同じ。）が遵守すべき事項について規定することとした。（第四条、  
 第六条、第七条、第八条及び第九条関係）

四 届出をしようとする者は、あらかじめ消防に関する法令による規制の有無及び  
 その内容について管轄する消防署等に確認するほか、届出書に、当該法令に適合  
 していることを消防署長等が認める書面を添付しなければならないこととした。  
 （第五条関係）

五 届出をしようとする者、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者が実施すること  
 が望ましい事項について規定することとした。（第一〇条関係）

六 知事は、届出があつたときは、速やかに、届出番号及び届出住宅の所在地につ  
 いて、インターネットの利用その他の方法により公表することとした。（第一一  
 条関係）

七 「住宅宿泊事業法」に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する事項等を調査  
 審議させるため、岐阜県住宅宿泊事業審議会を置くこととした。（第十二条関係）

八 この条例は、一部を除き、平成三〇年六月一五日から施行することとした。  
 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関す  
 る条例（条例第三九号）

一 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」において言  
 語として位置づけた手話の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促  
 進に関する基本理念を定めるとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ  
 計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害  
 のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も共に安心し  
 て暮らせる社会及び障害のある人が意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に  
 寄与することを目的とする。こととした。（第一条関係）

二 手話言語の普及及び意思疎通手段の利用の促進について、基本理念を規定する  
 こととした。（第三条関係）

三 県の責務、県と市町村その他の関係機関との連携並びに県民、事業者及び障害  
 のある人等の役割について規定することとした。（第四条、第八条関係）

- 四 県は、障害者のための施策に関する基本的な計画において意思疎通手段に関する基本的施策を定め、総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進にあたっては、障害のある人等と連携して推進するための体制を整備することとした。(第九条関係)
- 五 県は、意思疎通手段に関する基本的施策として、情報の取得等におけるバリアフリー化等の施策を講ずることとした。(第一〇条、第一六条関係)
- 六 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県がん対策推進条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)
- 一 「がん対策基本法」の一部改正等を踏まえ、所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 がん対策において、がん患者がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となつていていることに鑑み、目的を整理することとした。(第一条関係)
- 2 岐阜県におけるがん検診の受診状況を踏まえ、がん検診に精密検査を含むことを明記することとした。(第三条関係)
- 3 事業者の役割として、従業員に対するがん検診の受診等に関する啓発、がん患者である従業員の雇用の継続等への配慮等を位置付けることとした。(第五条関係)
- 4 がんの予防及び早期発見を推進する等のための施策として、市町村が使用する施設における受動喫煙を防止するための禁煙又は分煙の促進等を加えることとした。(第六条及び第七条関係)
- 5 がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族の精神的及び社会的な不安その他の負担の軽減に資するために講ずる施策を明記することとした。(第九条関係)
- 6 県は、児童及び生徒並びにその保護者が、がん及びがん患者に関する正しい知識を持つとともに、がんの予防、早期発見等の重要性について理解を深めることができるよう、必要な施策を講ずることとした。(第一七条関係)
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(条例第四一号)
- 一 「公職選挙法」の規定に基づき、岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に關し必要な事項を定めることとした。

二 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用することとした。

条 例

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

知事及び副知事の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「百分の五十九」を「百分の五十八」に改め、同項第二号中「百分の四十二」を「百分の四十一」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建設部)を除く。)の項中「四、一五八人」を「四、一六五人」に改め、同表企業会計職員(都市建設部)の項中「六七人」を「六六人」に改め、同表議会の事務部局の項中「二八人」を「二九人」に改め、同表学校の項中「五、五三一人」を「五、五四三人」に、「四、七六四人」を「四、七五八人」に改め、同表合計の項中「一四、二二七人」を「一四、二四六人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「二一、七八七人」を「二一、七七四人」に、「二一、一九一人」を「二一、一七七人」に改め、同表特別支援学校の項中「二四四人」を「二三六人」に、「二三七人」を「二二九人」に改め、同表合計の項中「二一、九六二人」を「二一、九四一人」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「月額」を「( )の月額」に、「給料」を「退職の日における

その者の給料」に、「給料月額」と「給料の月額」とに、「給料月額」を「退職

日給料月額」に改め、同条第二項中「次条第二項並びに第五条」を「この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項」に、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて次に掲げるもの又は二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

三 その者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

第四条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職し

た者

三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

四 公務上の傷病又は死亡により退職した者

五 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

六 二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

七 二十五年以上勤続し、勤務公書の移転により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

第五条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の三中、「二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公書の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの」を

「同項第一号、第五号及び第七号に掲げる者」に改める。

第六条の四第一項第一号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第二号中「四

万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百

円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千

三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同

項第六号中「二万八百五十円」を「二万七千円」に改め、同項第七号中「一万六千

七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「自己

都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「前号」を「第一項」に改め、同号を同項

第一号とし、同項第三号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改め、同号

を同項第二号とし、同項第四号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「

第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「自己都合退

職者」を「自己都合等退職者」に改め、同号を同項第四号とする。

第七条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

附則第二十六項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和四十八年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

第三条 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第二号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職九級職員等」という。)に対しては、支給しない。

第十一条第二項中「前項の扶養親族と」を「扶養手当の支給について」という

を「扶養親族とする」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十一号第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十二条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。」がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を削り、同項第一号中「場合」の下に「行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。」を加え、「扶養親族がない」を「行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に改め、「死亡した日」の下に「行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの」の一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級職員等が行政職九級職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級職員等以外のものが行政職九級職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外のものが行政職八級職員等になつた場合

七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

付則に次の見出し及び三項を加える。

24 (東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例)  
職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。)に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事した場合には、第二十条第六項の規定にかかわらず、従事した日一日につき二千百円の範囲内で人事委員会が定める額(心身に著しい負担を与える人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算した額)の死体処理作業手当を支給する。

25 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が同法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの(以下「特定原子力事業所」という。)の敷地内又は特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において人事委員会が定める作業に従事した場合には、従事した日一日につき四万円の範囲内で人事委員会が定める災害応急作業等手当を支給する。

26 第二十条第一項に規定する警察職員が特定大規模災害に対処するため同項第二十二号に掲げる業務に引き続き五日以上従事した場合の警察職員手当の額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額に当該額の百分の百に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算した額とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。  
(平成三十三年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「新条例」という。)(第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、新条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

(以下「行政職八級職員等」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とあるのは、「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については一万二百円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき八千円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)(については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円)と、同条第一項中「扶養親族(行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)(がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同項第一号中「場合(行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは

- 三 扶養親族
- 四 扶養親族

族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)(に該当する場合を除く。)(  
と、同条第二項中「扶養親族(行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養

親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、「同条第三項中、「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第二号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、「同項第二号中、「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、新条例第十一条第一項ただし書及び第十二条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、新条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中、「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級

がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については八千二百円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき九千円、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円」と、「同条第一項中、「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「同項第一号中、「場合（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者があつた場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中、「場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者があつた場合」とあるのは「場合」と、「同条第二項中、「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、「同条第三項中、「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「同項第二号中、「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、新条例第十一条第一項ただし書並びに第十二条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、新条例第十一条第三項及び第十二条の規定の適用については、同項中、「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については七千二百円」と、「が八級」と

あるのは「が八級以上」と、「行政職八級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、「二万円」とあるのは「九千五百円、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（行政職八級以上職員等にあつては、三千五百円）」と、「同条第一項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「同項第一号中「場合（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者があつた場合を除く。）とあり、及び同項第二号中「場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者があつた場合」とあるのは「場合」と、「同条第二項中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、「同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「同項第二号中「扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「同項第四号中「行政職八級職員等が行政職八級以上職員等」と、「同項第六号中「行政職八級職員等及び行政職九級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「が行政職八級職員等」とあるのは「が行政職八級以上職員等」とする。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。  
第四十六条第一項及び第二項中「第七条」を「第六条の七」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「第七条」を「第六条の七」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第四十六条の二第三項中「第七条の二」を「第六条の八」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「税率の」を削る。

第二条第一項中「次条において同じ」を削り、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第三条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条中「公示日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」「者について」を「ものについては」に、「公示日以後の取得に限り、かつ、」を削り、「ついでに」の下に「当該認定を受けた日以後の取得であつて」を加え、「の税率は、県税条例第五十四条及び県税条例附則第七条の二第一項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ十分の一を乗じて得た率とする」を「を免除する」

に改める。

第四条の見出し中「不均一課税」を「課税免除等」に改める。

第五条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改める。

附則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に第一条に規定する整備計画の認定を受けた事業者が、改正前の第三条に規定する家屋又はその敷地である土地を取得した場合における当該家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成六年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「のヒラ(岐阜県知事の選挙の場合に限る。)」を「及び第四号のヒラ」に改める。

第二条第二号中「法第四百二十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号を」岐阜県議会議員の選挙にあつては法第四百二十二条第一項第四号に定める枚数を、岐阜県知事の選挙にあつては同項第三号に定める枚数を超える場合には、それぞれに改める。

第四条の二中「法第四百二十二条第一項第三号」を「岐阜県議会議員の選挙にあつては法第四百二十二条第一項第四号に定める枚数の、岐阜県知事の選挙にあつては同項第三号」に改める。

附則

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県議会議員選挙及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二十二の項中「笠松町」を「岐南町、笠松町」に改め、「養老町」の下に「垂井町、関ヶ原町」を、「輪之内町」の下に「安八町」を、「坂祝町」の下に「富加町、川辺町」を加え、同表三十二の二の項第六号中「第二十九条第十二項」を「第二十九条第十五項」に、「前号の」を「前二号の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に、「採る」を「とる」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 法第二十九条第十四項の規定により事業の制限又は停止を命ずること。

別表第三十二の二の項第四号中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

4 法第二十九条第九項の規定による報告を受け付け、及び知事に送付すること。

9 法第二十九条第十六項の規定により第七号の規定による命令をした旨の通知をすること。

10 法第二十九条第十七項の規定により必要な助言その他の援助を行うこと。

別表第三十三の項中「又は」及び「若しくは」の下に「法」を、「山県市」の下に「本巢市」を加え、同表三十八の項第十三号中「建ぺい率等」を「建蔽率等」に改め、同項第十六号中「国の機関と」を「開発許可を受けた土地における建築等」に改め、

同表四十八の項中「池田町」の下に、「高加町」を加え、同表五十の二の項中「大垣市」を「岐阜市、大垣市」に改め、同表五十の四の項中「池田町」の下に、「高加町」を加え、同表五十三の項中「笠松町」を「岐南町、笠松町」に改め、「養老町」の下に、「垂井町、関ヶ原町」を、「輪之内町」の下に、「安八町」を、「坂祝町」の下に、「高加町」を、「川辺町」の下に、「七宗町」を加え、「及び東白川村」を、「東白川村及び白川村」に改める。

別表第二二の項中「飛騨市、郡上市、下呂市」の下に、「海津市」を加え、「及び下呂市」を、「下呂市及び海津市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)の規定により市町村が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市町村が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村の教育委員会に対しなされたものとみなす。

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県総務関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第九号)の一部を次のよう

に改正する。

別表第一一の二の表五の項中「二、八〇〇」を「二、九〇〇」に改め、同表六の項中「五、〇〇〇」を「六、五〇〇」に改め、同表七の項中「三、四〇〇」を「四、五〇〇」に改め、同表八の項中「二、七〇〇」を「三、六〇〇」に改め、同表十一の項中「二、八〇〇」を「二、九〇〇」に改め、同表十二の項中「五、〇〇〇」を「五、七〇〇」に改め、同表十三の項中「三、四〇〇」を「三、八〇〇」に改め、同表十六の項及び十八の項中「一、八〇〇」を「一、九〇〇」に改める。

別表第二一の項中「財団法人消防試験研究センター(昭和五十九年十月一日に財団法人消防試験研究センターという名称で設立された法人をいう。)」を「一般財団法人消防試験研究センター」に改め、同表二の項中「社団法人全国火災類保安協会(昭和四十七年四月一日に社団法人全国火災類保安協会という名称で設立された法人をいう。)」を「公益社団法人全国火災類保安協会」に改め、同表三の項中「財団法人行政書士試験研究センター(平成十二年四月十四日に財団法人行政書士試験研究センターという名称で設立された法人をいう。)」を「一般財団法人行政書士試験研究センター」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年五月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(狩猟免許申請手数料の特例)

2 平成三十五年三月三十一日までの間における狩猟免許申請手数料の額については、別表第一三十九の表四の項中「五、二〇〇円」とあるのは、「学校教育法(昭和二十

二年法律第二十六号) による大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校在学する者が申請する場合には「一、六〇〇円、その他の者が申請する場合には五、二〇〇円」とする。

別表第一三十三の表中中二十五の項を二十七の項とし、七の項から二十四の項までを二項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七 法第十二条の七第一項に規定する二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上事業者産業廃棄物処理特例認定申請手数料	一件につき	一四七、〇〇〇
八 法第十二条の七第七項に規定する二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定事項の変更の認定の申請に対する審査	二以上事業者産業廃棄物処理特例変更認定申請手数料	一件につき	一三四、〇〇〇

別表第一三十六の表二の項中「三四、〇〇〇」を「四一、〇〇〇」に改め、同表四の項及び七の項第一号中「二二、〇〇〇」を「二九、〇〇〇」に改め、同項第二号中「三九、〇〇〇円」を「四六、八〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二九、二〇〇円」に改め、同号口中「一六、〇〇〇」を「二九、二〇〇」に改め、同表に次のように加える。

十二 法第七十七条第一項に規定する介護医療院の開設の許可	介護医療院開設許可手数料	一件につき	六三、〇〇〇
十三 法第七十七条第二項に規定する介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)	介護医療院変更許可手数料	一件につき	三三、〇〇〇

別表第一三十七の二の表中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 法第二十七条の二第一項	汚染土壌処理業者	一件につき	一一〇、〇〇〇
---------------	----------	-------	---------

第二十七条の三第一項又は第二十七条の四第一項に規定する汚染土壌処理業者の地位の承継の承認の申請に対する審査

地位承継承認申請手数料

別表第一三十八の表九の項中「七五、〇〇〇」を「六七、〇〇〇」に改める。

別表第一四十六の表七の項第五号口中「九九〇」を「九八〇」に改め、同表九の項第二号口中「一、三八〇」を「一、五六〇」に改め、同号八中「一、三〇〇」を「一、四七〇」に改め、同号二中「一、六四〇」を「一、八一〇」に改め、同号水中「一、二一〇」を「一、三八〇」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県ふるさと環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県ふるさと環境保全基金条例の一部を改正する条例

岐阜県ふるさと環境保全基金条例(平成二年岐阜県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「を展開することにより、岐阜県における環境の保全を図る」を「に関する事業に要する資金に充てる」に改める。

第二条を次のように改める。

( 積 立 て )

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

第四条の見出し中「及び使途」を削り、同条中「次の各号に掲げる事業に要する経費及び基金の管理等に要する経費に充てる」を「基金に編入する」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成十九年岐阜県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号口中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二を次のように改める。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等）

第三十一条の二 青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務（以下「携帯電話インターネット接続役務」という。）の提供に関する契約（青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する既契約の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方若しくは当該既契約に係る青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話端末等（以下「携帯電話端末等」という。）の変更又は青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出（以下「フィルタリングサービス不要申出」という。）を伴うものに限る。以下同じ。）を締結しようとする相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対し、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第十四条各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならぬ。

第三十一条の三第一項中「前条第二項各号に掲げる契約を締結する場合において」を削り、「書面を」の下に「青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する」を、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」の下に「以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。」を加え、同条第二項中「提供を伴わない」を「利用を条件としない」に改め、同条第三項中「によりフィルタリングサービスの提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約」を「による携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合について準用する。この場合において、第一項中「青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）を利用する」とあるのは「青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下「フィルタリング有効化措置」という。）を講ずる」と、「青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。）」とあるのは「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と、第二項中「前項」とあるのは「第四項において読み替

事業者等」という。）は、青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務（以下「携帯電話インターネット接続役務」という。）の提供に関する契約（青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する既契約の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方若しくは当該既契約に係る青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話端末等（以下「携帯電話端末等」という。）の変更又は青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出（以下「フィルタリングサービス不要申出」という。）を伴うものに限る。以下同じ。）を締結しようとする相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対し、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第十四条各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならぬ。

えて準用する前項」と、「フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供する」とあるのは「フィルタリング有効化措置を講じない青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等（以下「特定携帯電話端末等」という。）を販売する」と、第二項及び第三項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と、第三項中「前項の規定による」とあるのは「第四項において読み替えて準用する前項の規定により販売する特定携帯電話端末等に係る」と、「第一項」とあるのは「第四項において読み替えて準用する第一項」と読み替えるものとする。

第三十一条の五中「第三十一条の第二項又は第三項」を「青少年インターネット環境整備法第十四条及び第三十一条の二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年岐阜県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千分の〇・四一」を「~~〇・四一~~」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成二十一年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「~~第十一~~条第三項」を「以下「法」という。」第十一條第二項第六号及び第四項」に改める。

第八条を第九条とし、第二条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（所掌事務）

第二条 委員会の所掌事務は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることとする。

一 法第二十六条第一項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可に関する事項

二 法第二十八条第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関する事項

三 その他知事が必要と認める事項

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県内の病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号及び第二項中「~~無菌病室~~の病床又は集中強化治療室若しくは心

疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものを削り、同条第三項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものを」を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第二項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「第七条第二号」を「第六条第二号」に改め、同条を第八条とする。

附則第二項及び第三項中「及び第四条」を削る。

附則第九項中「第六条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に改める。

附則第十一項中「第九条」を「第八条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

2 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項中「第七条第三号」を「第六条第三号」に改める。

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条を第十条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(基金事業交付金を交付する特別の事情)

第八条 算定政令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、多数の被保険者の生活に急激かつ多大な影響を及ぼす災害その他の事情が生じたこととする。

(財政安定化基金拠出金の徴収)

第九条 県は、規則で定めるところにより、基金事業交付金の交付を行った年度の翌々年度において当該基金事業交付金の交付を受けた市町村から財政安定化基金拠出金を徴収する。

第五条を第六条とする。

第四条中「一般会計歳入歳出予算」を「特別会計歳入歳出予算」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第五条を第六条とする。

第二条中「第八十一条の二第六項に規定する」を「第十条の規定により設置する特別会計の歳入歳出予算(以下「特別会計歳入歳出予算」という。)に定める」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)の例による。

附則に次の一項を加える。

(基金の用途の特例)

4

平成三十六年三月三十一日までの間、第一条に規定する事業のほか、基金を特例事業(市町村に対し、保険料の水増しの著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業をいう。)に必要な費用に充てることができる。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

岐阜県条例第二十二号

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県旅館業法施行条例及び岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(岐阜県旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県旅館業法施行条例(昭和二十四年岐阜県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「により旅館業を営む者は、次に掲げる措置を講じなければならない」を「の規定により県が条例で定める旅館業を営む者が講ずべき宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする」に改め、同条第二号中「最も暗い場所において十ルクス以上の」を「宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な」に改め、ただし書を削り、同条第三号中「をする」を「を講ずる」に改め、同条第四号中「こん虫」を「昆虫」に改め、同条第五号中「えり布、まくらカバー」を「襟布、枕カバー」に、「洗たく」を「洗濯」に改め、同条第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第九号中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、「洋式の客室にあつては、有効床面積四・五平方メートルにつき一人、和式の」を削り、同号口中「省令第五条第一項」を「政令第二条」に改め、同条を同条第八号とし、同条第十号中「別に」を削り、同条を同条第九号とする。

第六条第一項中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第一号中「付帯する」を「附帯する」に改め、同項第二号中「用途に応じて十分な広さの」を削り、「調理室を」の下に「設ける場合は、十分な広さを」を加え、同項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「あり、かつ、善良な風俗を害する設備が設けられていない」を「ある」に改め、同条を同項第三号とし、同項第七号中「浴室又はシャワー室」を「入浴設備」に改め、同条を同項第四号とし、同項第八号中「別に」を削り、同条を同項第五号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に、「第一項第一号及び第三号から第七号まで」を「前項第一号、第三号及び第四号」に、「別に規則で定める」を「次の」に改め、同項に次の各号を加え、同条を同条第二項とする。

一 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として規則で定める基準に適合するものを有すること。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める構造設備であること。

第六条第四項中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に、「第一項第

六号」を「第一項第三号」に、「第七号」を「第四号」に改め、「別に」を削り、同条を同条第三項とする。

本則に次の一条を加える。

第七条 旅館業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものであつて、規則で定めるものについては、前条に規定する基準に関して、規則で必要な特例を定めることができる。

(岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)  
第二条 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「又は第三項」を削る。

附則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(第三条 第四十二条)

第三章 ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準(第四十三条 第五十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備

並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号。以下「省令」という。)の例による。

第二章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(基本方針)

第三条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者の員数)

第四条 介護医療院に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 薬剤師 常勤換算方法で、型入所者の数を百五十で除した数に、型入所者の数を三百で除した数を加えて得た数以上

二 看護師又は准看護師(第十二条及び第五十二条において「看護職員」という。) 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数以上

三 介護職員 常勤換算方法で、型入所者の数を五で除した数に、型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上

四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数

五 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあっては、一以上

六 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

七 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数

八 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がないときは、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

5 第一項第一号及び第四号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士については、併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により、当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められる場合は、これらを置かないことができる。

6 第一項第三号及び第六号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院に置くべき介護職員又は介護支援専門員の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上

二 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数

(施設の基準)

第五条 介護医療院が有すべき施設は、次に掲げるものとする。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室

四 レクリエーション・ルーム

五 洗面所

六 便所

七 サービス・ステーション

八 調理室

九 洗濯室又は洗濯場

十 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設のうちの各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂 内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。

三 浴室 次に掲げるところによること。

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所及び便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(設備の基準)

第六条 介護医療院の設備の基準は、次に掲げるところによる。

一 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。)とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物(建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。)とすることができ

る。  
イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下この項及び第四十五条第四項において「療養室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けてい

ないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第四十五条第四項において同じ。)又は消防署長と相談の上、第三十二条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第三十二条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間に行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等について協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する設備については危害防止上必要な措置を講ずることとし、放射線に関する設備については医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八(第一項第四号から第六号までを除く。)、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用すること。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。  
イ 幅は、一・八メートル(中廊下にあつては、二・七メートル)以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

七 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。  
(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならぬ。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織(介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電

子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたい旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 介護医療院は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

5 前項の承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第八条 介護医療院は、正当な理由がなく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第九条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

## (受給資格等の確認)

第十条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

## (要介護認定の申請に係る援助)

第十一条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

## (入退所)

第十二条 介護医療院は、その心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録しなければならない。

5 前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際し、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## (サービスの提供の記録)

第十三条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した場合には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

## (利用料等の受領)

第十四条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した場合には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第四十六条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 省令第十四条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 省令第十四条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

#### 五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、省令第十四条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならぬ。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

#### （保険給付の請求のための証明書の交付）

第十五条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

#### （介護医療院サービスの取扱方針）

第十六条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院は、従業者が介護医療院サービスの提供を行うに当たっては、懇切丁寧

を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わせなければならない。

4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### （施設サービス計画の作成等）

第十七条 介護医療院は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護医療院は、前項の業務を担当させる介護支援専門員（以下この条及び第二十八条において「計画担当介護支援専門員」という。）に、次に掲げるところにより、施設サービス計画を作成させなければならない。

一 入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めること。

二 適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。

三 前号の規定による解決すべき課題の把握（次号及び第八号において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。

四 入所者の希望、入所者についてのアクセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成すること。

五 サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。

六 施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。

七 施設サービス計画を作成した場合には、当該施設サービス計画を入所者に交付すること。

八 施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアクセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うこと。

九 モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、イ及びロに掲げるところにより行うこと。

イ 定期的に入所者に面接すること。

ロ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

十 イ又はロに掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。

イ 入所者が要介護更新認定を受けた場合

ロ 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

3 前項第一号から第七号までの規定は、同項第八号の施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第十八条 医師の診療は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

二 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響に十分配慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行うこと。

三 常に入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

五 特殊な療法、新しい療法等については、省令第十八条第五号の厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。

六 省令第十八条第六号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第二十条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対し、その負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十二条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第二十三条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の確かな把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十四条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十五条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいず

れかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由がなく介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第二十六条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。)(若しくはサテライト型居住施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。))の職務に従事することができるものとする。

(管理者の業務)

第二十七条 介護医療院は、管理者に、次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。

二 従業者に第七条から第四十二条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。

三 介護医療院に医師を宿直させること。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第二十八条 介護医療院は、計画担当介護支援専門員に、第十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 第三十八条第二項の規定により苦情の内容等を記録すること。

五 第四十条第三項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第二十九条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 施設の利用及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

八 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならぬ。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十一条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十二条 介護医療院は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係

機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十三条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、省令第三十三条第二項第四号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九條の九、第九條の十二、第九條の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九條の八第一項中「法第十五條の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同令第九條の九第一項中「法第十五條の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、同令第九條の九第一項中「法第十五條の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第九條の十二中「法第十五條の二の規定による第九條の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第九條の十三中「法第十五條の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

一 省令第五条第二項第二号口及び省令第四十五条第二項第二号口に規定する検体検査の業務

二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業

務

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造し、又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（協力病院）

第三十四条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（揭示等）

第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 介護医療院は、前項の重要事項について、当該介護医療院のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

（秘密保持等）

第三十六条 介護医療院は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第三十七条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。  
（苦情への対応等）

第三十八条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族

からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第三十九条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第四十条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬ。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十一条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十二条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第三号の記録にあつては、具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日)から五年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十二条第四項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 第十三条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 第二十五条の規定による市町村への通知に係る記録

六 第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準

(ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準)

第四十三条 前章(第四条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十四条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設及び設備の基準)

第四十五条 ユニット型介護医療院が有すべき施設は、次に掲げるものとする。

一 ユニット

二 浴室

三 サービス・ステーション

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ユニット 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

イ 共同生活室 次に掲げることによること。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備 次に掲げることによること。

(1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

<p>二 浴室 次に掲げるところによること。</p> <p>イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p> <p>3 前項第二号に掲げる施設は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の設備の基準は、次に掲げるところによる。</p> <p>一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において準用する第三十二条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>(2) 第五十四条において準用する第三十二条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>(3) 火災時における避難、消火等について協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。</p> <p>三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。</p> <p>四 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する設備については危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する設備については医療法施行規則</p>	<p>第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用すること。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。</p> <p>五 階段には、手すりを設けること。</p> <p>六 廊下の構造は、次のとおりとすること。</p> <p>イ 幅は、一・八メートル（中廊下にあつては、二・七メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル（中廊下にあつては、一・八メートル）以上として差し支えない。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>ハ 常夜灯を設けること。</p> <p>七 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。</p> <p>八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>5 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>（利用料等の受領）</p>
--	--

第四十六条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した場合には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した場合に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 省令第四十六条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 省令第四十六条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、省令第四十六条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を

記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。（介護医療院サービスの取扱方針）

第四十七条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、従業者が介護医療院サービスの提供を行うに当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十九条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることが

できるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第五十条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第五十一条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 入居定員

二 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

三 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

四 第二十九条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる事項

(勤務体制の確保等)

第五十二条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十三条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十三條、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二号中「第七条から第四十二条」とあるのは「第四十六条から第五十四条」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七條第七項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 省令附則第三条に規定する建物については、第六条第一項第一号及び第四十五条第四項第一号の規定は、適用しない。

3 省令附則第四条に規定する屋内の直通階段及びエレベーターについての第六条第一項第二号及び第四十五条第四項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

4 省令附則第五条に規定する介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、第六条第一項第六号イ及び第四十五条第四項第六号イの規定にかかわらず、一・二メー

トル（中廊下にあつては、一・六メートル）以上とする。

5 省令附則第八条に規定する建物については、第六条第一項第一号及び第四十五条第四項第一号の規定は、適用しない。

6 省令附則第九条に規定する屋内の直通階段及びエレベーターについての第六条第一項第二号及び第四十五条第四項第二号の規定の適用については、第六条第一項第二号及び第四十五条第四項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

7 省令附則第十条に規定する介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、第六条第一項第六号イ及び第四十五条第四項第六号イの規定にかかわらず、一・二メートル（中廊下にあつては、一・六メートル）以上とする。

岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十一条 第四十五条）」

を  
第二節 共生型居宅サービスに関する基準（第四十条の二・第四十条の三）  
第三節 基準該当居宅サービスに関する基準（第四十一条 第四十五条）

「第二節 削除」を「第二節 共生型居宅サービスに関する基準（第四百四条 第四百一十一条）」に、「第三節 基準該当居宅サービスに関する基準（第六百六十八条 第六百七十三条）」を

「第三節 共生型居宅サービスに関する基準（第六百六十七条の二・第六百七十三条）」を  
第四節 基準該当居宅サービスに関する基準（第六百六十八条 第六百七十七條の三）に改める。

「第十二条」に改める。

第一条中「第七十条第二項第一号」の下に、「第七十二条の二第一項第一号及び第二号」を加える。

第十五条第一項中「提供する者」の下に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第二十八条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第三十四条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。  
第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第四十条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六條第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十

三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六條第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第五條第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者の数と共生型訪問介護を受ける利用者との合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
（準用）

第四十条の三 第五条、第六条（第一項を除く。）及び第七条並びに第九条から第四十条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、

第六条第二項中「利用者」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第五十五条中「第三十条から」の下に「第三十四条まで及び第三十五条から」を加える。

第五十八条中「第三十五条まで」を「第三十四条まで、第三十五条」に、「第三十一条」を「第三十一条第二項」に改め、同条後段中「第九条」を「第九条第一項」に、「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第六十条第五項中「第七十一条第十項」を「第七十一条第十四項」に改める。

第六十四条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。  
第七十三条中「第三十条」の下に「から第三十四条まで、第三十五条」を加え、同

条後段中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第七十五条第一項中「は、を」が「に、」指定訪問リハビリテーションの提供に当たたる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第七十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤の者でなければならない。

第七十六条第一項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に、「備えているもので」を「備え」に改める。

第八十三条中「看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第八十四条第一項第一号口中「看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第八十五条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に、「備えているもので」を「備え」に改める。

第八十七条第二項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第八十八条第二号中「から第六号まで」を「及び第六号」に改める。

第九十条中「第三十二条から」の下に「第三十四条まで、第三十五条から」を加え、同条後段中「第九条」を「第九条第一項」に、「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

第七章第二節を次のように改める。

#### 第二節 共生型居宅サービスに関する基準

##### （共生型通所介護の基準）

第一百四十三条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス

等基準条例第七十七条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十六条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第七十七条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第七十六条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第三十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第四十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童

発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者の数と共生型通所介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第二百五条 第七条、第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十六條、第二十七條、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條から第三十七條まで、第三十九條、第五十二條、第九十一條、第九十三條第四項及び第九十四條から第二百一十條までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第二十九條に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第九十七條に規定する運営規程をいう。第三十二條において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十七條及び第三十二條中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十三條第四項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十六條第三項及び第九十八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第二百一十條第二項第二号中「次条において準用する第二十二條第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十六條」とあるのは「第二十六條」と、同項第四号中「次条において準用する第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と読み替えるものとする。

第二百六條から第二百一十條まで 削除

第二百二十四條中「第三十五條まで」を「第三十四條まで、第三十五條」に改め、同条後段中「第九條」を「第九條第一項」に、「第三十二條」を「第三十二條第一項」に改める。

第二百二十七條第一項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。  
 第二百三十條第二項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第二百三十六條第四項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。  
 第四百四十條第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第五百五十五條中「第三十二條から」の下に「第三十四條まで、第三十五條から」を加え、同条後段中「第三十二條」を「第三十二條第一項」に改める。

第七百七十三條中「第三十五條まで」を「第三十四條まで、第三十五條」に改め、「静養室等」との下に「、第五百五十四條第二項第二号中「次条において準用する第二十二條」とあるのは「第二十二條第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第三十六條」とあるのは「第三十六條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と」を加える。

第三節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第六百六十七條の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第九十八條第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九條第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第九十五條に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の床面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数との合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所とし

て必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第六十七條の三 第七條、第十條から第十四條まで、第十六條、第十七條、第二十二條、第二十六條、第三十二條から第三十四條まで、第三十五條から第三十九條まで、第五十二條、第九十八條、第一百條、第一百三十五條及び第三百二十九條から第五十四條までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二條中「運営規程」とあるのは「運営規程(第五十一條に規定する運営規程をいう。第三十九條第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第九十八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第三百二十九條第一項中「第五十一條に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第四百二十二條第三項、第四百四十三條第一項及び第五百十條中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五百四十四條第二項第二号中「次条において準用する第二十二條第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六條」とあるのは「第二十六條」と、同項第五号中「次条において準用する第三十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十八條第二項」とあるのは「第三十八條第二項」と読み替えるものとする。

第六十七條第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるもの 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

第六十七條第一項第四号中「食堂」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるもの 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)第四十三條に規定するユニット型介

護医療院をいう。第九十二條及び第一百零二條において同じ。)に関するものを除く。)

第六十七條中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第九十二條に次の一号を加える。

四 介護医療院であるもの 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第九十二條第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるもの 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

第一百零二條に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるもの 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第二百三十三條第八項中「のうち一人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第二百十條中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第二百二十一條中「第三十二條から」の下に「第三十四條まで、第三十五條から」を加え、同条後段中「第三十二條」を「第三十二條第一項」に改める。

第二百二十二條中「をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第二百三十一條中「第三十二條から」の下に「第三十四條まで、第三十五條から」を加える。

第二百三十六條第三項第一号中「利用料等」を「利用料、全国平均賃与価格等」に改め、同項に次の一号を加える。

六 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用

者に提供すること。

第二百三十七条第二項第三号中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第二百四十四条中「第三十三条」の下に「第三十四条、第三十五条」を加え、同条後段中「第九条」を「第九条第一項」に、「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第二百四十六条中「から第三十五条まで」を「第三十四条、第三十五条」に改め、同条後段中「第九条」を「第九条第一項」に、「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第二百五十六条中「第三十三条」の下に「第三十四条、第三十五条」を加え、同条後段中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「利用者」との下に「第三十一条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則に次の四項を加える。

11 第二百三十三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に省令附則第十四条に規定する転換（次項から附則第十四項までにおいて「転換」という。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。次項において同じ。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

12 第二百三十三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、機能訓練指導員を置かないことができる。

13 第二百二十四条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介

護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

14 第二百四十二条及び第二百五十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。  
（岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第二百五十八条、第二百三十三条）」を「第四節 共生型介護予防サービスに関する基準（第二百五十七条の二、第二百五十七条の三）」に改める。

第一条中「第五十四条第一項第二号」の下に「第一百五十五条の二の二第一項第一号及び第二号」を加える。

第七十七条の見出し中「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」を「従業者」に改め、同条第一項中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）の員数は、一以上」を「従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な以上の数
  - 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上
- 第七十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤の者でなければならない。

第七十八条第一項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第八十五条中「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第八十六条第一項第一号口中「看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第八十七条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に「備えているもので」を「備え」に改める。

第八十九条第二号中「から第七号まで」を「第六号及び第七号」に改める。

第九十二条第六項を削り、第七項を第六項とする。

第九十三条第一項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第二百二十四条第一項中「指定介護予防短所生活介護事業者」を「指定介護予防短所生活介護事業者」に改め、同条第四項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を、「もの（以下）の下に」「この条から第二百二十六条までにおいて」を加える。

第九章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

#### 第四節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短所生活介護の基準）

第二百五十七条の二 介護予防短所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第九十六条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第九十五条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者を利用してない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所

（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の床面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短所生活介護の利用者の数との合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短所生活介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型介護予防短所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短所生活介護事業者その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第二百五十七条の三 第四十九条の二、第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の九、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条の四、第五十一条の五から第五十一条の十一まで、第一百五十五条の二及び第一百五十五条の四、第二百二十三条、第二百二十七条から第二百三十五条まで及び第二節の規定は、共生型介護予防短所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第三百三十二条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短所生活介護従業者」という。）」と、第一百五十五条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短所生活介護従業者」と、第二百二十七条第一項及び第三百三十一条中「介護予防短所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短所生活介護従業者」と、第三百三十五条第二項第二号中「次条において準用する第五十条の十三第二項」とあるのは「第五十条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十一条の三」とあるのは「第五十一条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十四条の八第二項」とあるのは「第五十四条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十四条の十第二項」とあるのは「第五十四条の十第二項」と読み替えるものとする。

第百六十五条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるもの 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

第百六十六条第一項第四号中、「食堂」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるもの 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百八十三条及び第百八十七条において同じ。）に関するものを除く。）

第百六十七条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第百七十一条に次の一号を加える。

四 介護医療院であるもの 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第百八十三条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるもの 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

第百八十七条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるもの 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第百九十五条第八項中「のうち一人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第二百二条に次の一項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第百二十六条中「をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第百三十八条第四項第一号中「利用料等」を「利用料、全国平均賃与価格等」に改め、同項に次の一号を加える。

七 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第百三十九条第二項第三号中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の四項を加える。

11 第百九十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に省令附則第十九条に規定する転換（次項から附則第十四項までにおいて「転換」という。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。次項において同じ。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

12 第百九十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、機能訓練指導員を置かないことができる。

13 第百二十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設に置くべき生活相談員及び計画作成担当者の員数は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。



るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第二十二條の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っている時に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十一条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第三十六條中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第四十五條中第八項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の  
一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第六條 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条  
例(平成二十四年岐阜県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第四十四條  
に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))  
を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設す  
る場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及  
び看護職員(第五十三條第二項の規定により配置される看護職員に限る。)又は指

定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着  
型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第  
三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第百五十八條に規定す  
るユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))  
を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福  
祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準第六十七條第二項  
の規定により配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場  
合は、この限りでない。

第九條中「を紹介する等の」を「若しくは介護医療院を紹介する等」に改める。

第十六條中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を  
講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催す  
るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第二十五條の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第二十五條の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を  
行っている時に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらか  
じめ、第五條第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対  
応方法を定めておかなければならない。

第二十九條中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第  
五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第四十八條中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲  
げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催す  
るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

(岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条  
例の一部改正)

第七条 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定め  
る条例(平成二十四年岐阜県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第三項中「及び」を「以下この項において同じ。」に改め、「併設する  
場合」の下に「の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」を加え、同条  
第五項中「介護老人保健施設又は」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院又は」  
に、「置かない」を「有しない」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三  
号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第四条第六項及び第七項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改め  
る。

第五条第一項中「には、次に掲げる施設を設けなければならない」を「が有すべき  
施設は、次に掲げるものとする」に、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」  
に、「設けない」を「有しない」に改め、同条第二項第三号中「浴室」を「浴室 次  
に掲げるところによること。」に改め、同項第六号中「便所」を「便所 次に掲げる  
ところによること。」に改める。

第十六条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ  
なければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催す  
るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第四十五条第一項中「には、次に掲げる施設を設けなければならない」を「が有す  
べき施設は、次に掲げるものとする」に、「病院又は」を「介護医療院又は病院若し  
くは」に改め、同条第二項第一号イから八まで以外の部分中「ユニット」を「ユニッ

ト 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。」に改め、  
同号イ(1)から(3)まで以外の部分中「共同生活室」を「共同生活室 次に掲げるところ  
によること。」に改め、同号ロ中「洗面所」を「洗面所 次に掲げるところによるこ  
と。」に改め、同号ハ中「便所」を「便所 次に掲げるところによること。」に改め、  
同項第二号中「浴室」を「浴室 次に掲げるところによること。」に改める。

第四十七条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる  
措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催す  
るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

(岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第八条 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条  
例(平成二十四年岐阜県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「及び」を「以下この項において同じ。」に改め、「併設する  
場合」の下に「の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設」  
を加える。

第十七条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置  
を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催す  
るとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第四十七条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げ  
る措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

附則第九項から第十一項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第十二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、「の幅」を削る。

(岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の廃止)

第九条 岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十六年岐阜県条例第六十二号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中第二百三十六条第三項第一号の改正規定及び第二条中第二百三十八条第四項第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第一条の規定による改正前の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「旧居宅サービス等基準条例」という。)(第八十三条に規定する指定居宅療養管理指導のうち同条に規定する看護職員が行うものについては、旧居宅サービス等基準条例第八十三条から第八十五条まで及び第八十七条第四項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

(岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第二条の規定による改正前の岐阜県指定介

護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。)(第八十五条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち同条に規定する看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第八十五条から第八十七条まで及び第九十二条第六項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当通所支援に関する基準(第五十五条の二 第五十五条の八)」を

「第二節 共生型障害児通所支援に関する基準(第五十五条の二 第五十五条の三節 基準該当通所支援に関する基準(第五十五条の六 第五十五条の

五) 第五十五条の六 第五十五条の七)に、「第二節 基準該当通所支援に関する基準(第七十二条の二 第七十二条の三)に、「第二節 共生型障害児通所支援に関する基準(第七十二条の二)」

を「第三節 基準該当通所支援に関する基準(第七十二条の二の二 第五

五章 居宅訪問型児童発達支援(第七十二条の五 第七十二条の

第七十二条の四)に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

十一)

第一条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号、第二十一条の五の十七第一項第一号及び第二号」に、「第二十一条の五の十八第一項及び第二項」を「第二十一条の五の十九第一項及び第二項」に改める。

第三条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改め、「読み替えて」を削り、「医療型発達支援」を「医療型児童発達支援」に改める。

第四条第三項中「第二十一条、第五十条及び第六十七条において」を「以下」に改める。

第六条第一項中「及びその員数は」を「は」に、「従業者の区分に応じ、」を「者」とし、その員数は」に改め、同項第一号中「指導員又は保育士指定児童発達支援」を「児童指導員（岐阜県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）第二十七条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）指定児童発達支援」に、「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同項第二号中「平成二十四年岐阜県条例第九十号」を削り、同条第二項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項中「及びその員数は」を「は」に、「従業者の区分に応じ、」を「者」とし、その員数は」に改め、同項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号中「岐阜県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例第二十七条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第六条第四項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 第一項の規定により指定児童発達支援事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第一項中「及びその員数は」を「は」に、「従業者の区分に応じ、」を「者」とし、その員数は」に改め、同条第三項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改め、「ほか、」の下に「従業者にあつては」を加え、「従業者の区分に応じ、」を「者」とし、その員数にあつては」に改め、同条第四項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改め、「ほか、」の下に「従業者にあつては」を加え、「従業者の区分に応じ、」を「者」とし、その員数にあつては」に改め、同項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。第二十七条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十九条第一項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第五十条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十一条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十一第二項」に改める。

第五十二条第二項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第五十五条の八中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス



業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第七十七条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第七十六条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十五条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第五十五条の十一において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第九十三条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第五十五条の十一第一号において同じ。）の床面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第九十一条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第五十五条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第五十五条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の十二において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第九十一条の二に規定する共生型生活介護をいう。）（共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第四十条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しく

は共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第百四十九条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第七十二条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の十二において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定するサテライト型指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第五十五条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	利 用 定 員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）  
第五十五条の五 前節（第六条、第七条及び第十条から第十二条までを除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第五十七条第一項中「及びその員数は、」を「は」に、「従業者の区分に応じ、」を「者とし、その員数は」に改め、同項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。第六十四条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第六十四条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第六十五条中「第二十七条」の下に「第四項及び第五項を除く。」を加え、「第四十九条第一項」を削り、「次条」を「次条第一項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に、「第二十八条」を「第二十七条第一項及び第二十八条」に改め、「体制」との下に、「第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」とを加える。

第六十七条第一項中「及びその員数は、」を「は」に、「従業者の区分に応じ、」を「者とし、その員数は」に改め、同項第一号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項中「及びその員数は、」を「は」に、「従業者の区分に応じ、」を「者とし、その員数は」に改め、同項第二号中「看護師」を「看護職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第七十一条の二を削る。

第七十二条中「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「次条」を「次条第一項」に、「第七十一条」を「第七十一条第一項」に、「第二十八条」を「第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号」に改める。

第七十二条の二第一項中「及びその員数は、」を「は」に、「従業者の区分に応じ、」を「者とし、その員数は」に改め、同条を第七十二条の二の二とする。

第七十二条の四中「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「第五十五条の六から第五十五条の八まで」を「第五十五条の十から第五十五条の十二まで」に、「第七十一条」を「及び第七十一条」に改め、「及び第七十一条の二」を削り、「第二十八条」を「第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号」に改める。

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第七十二条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条の四まで、第六十六条及び第七十一条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第八十一条第一項中「第六十七条第一項及び第二項」の下に、「第七十二条の六第一項」を加え、「第七十四条第一項中」を「第七十二条の六第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）とあるのは「多機能型事業所」と、第七十四条第一項中」に改める。

第六章を第七章とする。

第七十四条第一項中「及びその員数は、」を「は」に、「従業者の区分に応じ、」を「者とし、その員数は」に改める。

第七十六条から第七十九条までを次のように改める。

第七十六条から第七十九条まで 削除

第八十条中「第二十五条」の下に、「第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条」を加え、「から第五十一条まで」を「第五十条、第五十一条」に、「及び第五十三条から第五十五条まで」を「第五十三条から第五十五条まで、第六十四条の二及び第七十二条の七から第七十二条の十まで」に、「に掲げる」を「の」に、「第七十九条」を「第八十条において準用する第七十二条の十」に、「同じ。」を「同じ」に、「いう。」を「いう」に、「次条」を「次条第一項」に、「第七十八条」を「第八十条において準用する第七十二条の九第一項」に、「第二十八条」を「第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の九第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条」に改め、「勤務の体制」との下に、「第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」とを加える。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

(基本方針)

第七十二条の五 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第七十二条の六 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- 二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備）

第七十二条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、

この限りでない。

（身分を証する書類の携行）

第七十二条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（通所利用者負担額の受領）

第七十二条の九 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した場合は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した場合は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第二号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第七十二条の十 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- 一 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 二 通常の事業の実施地域

三 第三十八号各号（第四号から第六号まで、第九号及び第十号を除く。）に掲げる事項

（準用）

第七十二条の十一 第八号、第十三号から第二十二号まで、第二十五号、第二十六号、第二十七号（第四項及び第五項を除く。）、第二十八号から第三十一号まで、第三十三号、第三十五号から第三十七号まで、第三十九号、第四十二号から第四十六号まで、第四十八号、第五十号、第五十一号、第五十二号第一項、第五十三号から第五十五号まで及び第六十四号の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第八号中「ただし」とあるのは「ただし、第七十二条の六第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十三号第一項中「第三十八号」とあるのは「第七十二条の十」と、第十七号中「いう。第三十八号第六号及び第五十二号第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三号第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条の九第一項」と、第二十六号第二項中「第二十四号第二項」とあるのは「第七十二条の九第二項」と、第二十七号第一項、第二十八号及び第五十五号第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第三条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改め、「読み替えて」を削る。

第五条第一項中「及びその員数は」を「は」に、「従業者の区分に応じ」を「者とし、その員数は」に改め、同項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第四項を削る。

第六条第六項を削る。

第四十七条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十三条第一項中「及びその員数は」を「は」に、「従業者の区分に応じ」を「者とし、その員数は」に改める。

（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十条において同じ。）」に改め、同項第三号及び同条第二項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。  
第八十条中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定による指定を受けている第一条の規定による改正前の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数については、第一条の規定による改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（次項において「新条例」という。）第六条（第三項を除く。）の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第五十五条の二に規定する基準を満たしている同条に規定する基準該当児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数については、新条例第五十五条の六の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に児童福祉法第二十四条の二第一項の規定による指定を受けている指定福祉型障害児入所施設については、第二条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五条及び第六

条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十二条 第四十六条)」を

「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第四十一条の二 第四十一条の四)」を

「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十二条 第四十六条)」に、「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十二条

条)」に、「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十一条の二

第九十四条)」を

「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十一条の二 第九十一条の五)

第九十四条)」に、「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(百六条・

百七条)」を

「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第一百五十二条の二 第一百五十二条の四)

第一百五十二条の四)」に、「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第一百四十一条

第一百四十二条)」を

二 第一百四十二条の四)に、「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第百

条 第一百四十二条)」に、「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第百

五十条 第一百五十一条)」を

「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第百

五十条 第一百五十一条)」に、「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第

百五十条 第一百五十一条)」に、「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第

の十)に改める。

条の十九)

十三条) 一

第一条中「第三十六条第三項第一号」の下に、「第四十一条の二第一項」を加える。  
第四条第一項中「第十三章」を「第十五章」に改める。

第六条第一項中「第八十四条の二」を「第八十四条の十一」に、「第八十四条の八第二項」を「第八十四条の十七第二項」に、「は、」を「が」に、「常勤換算方法で、二・五以上の員数の」を「置くべき」に、「を置かなければならない」を「の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする」に改める。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十一条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数と共生型居宅介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十一条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指

定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数と共生型重度訪問介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十一条の四 第五条第一項及び第二項、第六条第二項及び第三項、第七条並びに第九条から第四十条までの規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第七十七条第一項中「は、」を「が」に、「次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、」を「置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数は」に、「員数の従業者を置かなければならない」を「数とする」に改め、同項第二号中「第十六章」を「第七章」に改める。

第八十三条の次に次の一条を加える。  
(職場への定着のための支援の実施)

第八十三条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第九十二条第一号中「指定通所介護事業者(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))を「指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十一条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))を「指定通所介護等」に改め、同条第二号中「指定通所介

護事業所（指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）を「指定通所介護事業所等」に改め、「（指定居宅サービス等基準条例第九十三条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）」を削る。

第九十三条中、「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下）を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第六六条、第六四一条の二及び第六百五十條の二において）に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二條に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下）を「指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第六六条、第六四一条の二及び第六百五十條の二において）に、一項に規定する通いサービスをいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第六六条、第六四十一條の二及び第六百五十條の二において」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第六六条、第六四十一條の二及び第六百五十條の二において同じ。）」に改め、同条第一号中「指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項又は第六百七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する登録者を除く。第六四十一條の二及び第六百五十條の二において」に、「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条

例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号。以下「指定通所支援基準条例」という。）を「指定通所支援基準条例」に、「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三條第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第六六条、第六四十一條の二及び第六百五十條の二において）」に改め、同条第二号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定地域密着型サービス基準第六十七條第二項第一号又は第六百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八條第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第六四十一條の二及び第六百五十條の二において」に改め、同条第四号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に改める。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第九十一条の二 生活介護を行う指定児童発達支援事業者等の基準（共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第六條第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第六十七條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六條第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第六八十五條において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第六十七條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第六八十五條において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五條に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第六十六條に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援

等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第九十一条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)(第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)(の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第九十三条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)(の床面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十一条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)(の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第九十一条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)(第四十条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)(の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。)(の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第四百四十條の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)(若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第四百九十九條の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第五十五条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。)(若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十二条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条、第四百四十條の三及び第四百九十九條の三において同じ。))を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三條第七項に規定す

るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第九十三条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)、又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)(のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)(の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当りの上限をいう。以下この条、第四百四十条の三及び第四百九条の三において同じ。))を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)までの範囲内とすること。

登 録 定 員	利 用 定 員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サー

ビス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)、は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第九十一条の五 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十七条、第三十四条から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十二条から第七十四条まで、第七十六条、第七十八条及び第八十条から第九十条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第九十六条第一項中「併設事業所に」の下に「置くべき従業者の員数」を加え、「員数の従業者を置かなければならない」を「数とする」に改め、同項第二号中「規定する指定共同生活援助事業者」の下に「、第八十四条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」を加え、「第八十四条の四第一項」を「第八十四条の十三第一項」に改め、同号イ中「第八十条に規定する指定共同生活援助」の下に「、第八十四条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を加え、「第八十四条の十一」に改め、「規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)(の下に「、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(第八十四条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。))」を加え、同条第一項中「(以下「置くべき従業者の員数」を加え、「員数の従業者を置かなければならない」を「数とする」に改め、同項第二号中「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」の下に「(第八十四条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。))」を加え、同号イ中「指定自立訓練(生活訓練)等」の下に「(第八十四条

の二に規定する日中サービスマニエール支援型指定共同生活援助を除く。」を加え、「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービスマニエール支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいて同じ。）の」に改め、同条第三項中「単独事業所」という。）に「置くべき従業者の員数」を加え、「員数の生活支援員を置かなければならない」を「数とする」に改め、同項第一号中「第八十四条の四第一項に規定する」を「日中サービスマニエール支援型指定共同生活援助事業所」に改め、同号イ中「第八十四条の二」の下に「に規定する日中サービスマニエール支援型指定共同生活援助、第八十四条の十一」を加える。

第百八十四条第二号中「第八十四条の四第一項」を「第八十四条の十三第一項」に改める。

第百六条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第二号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「面積を」を「床面積を」に改める。

第五章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

#### 第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第百五条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十八号、以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百二十四条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百三十六条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第百二十四条第一項に規定す

る指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の床面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第百三十五条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百二十三条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数で除して得た面積が十・六五平方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスマニエールを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百五条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号八若しくは第百七十五条第二項第二号八又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号八に規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の床面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第百七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスマニエールを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第二百五条の四 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十七条、第二十八条、第三十四条から第四十条まで、第四十九条、第五十九条、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十二条、第七十三条、第八十五条、第八十八条から第九十条まで、第九十五条及び第九十八条から第九十九条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第九十九条第四項中「専任かつ」を削る。

第一百零三条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第一百四十四条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「前項第三号」を「前項第二号」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第二百二十五条中「施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号」を「同号」に改める。

第四百十条中「第八十四条」を「第八十三条の二」に改める。

第四百一十一条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第二号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第四号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に改める。

第八章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第四百十条の二 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第四百十条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百四十条の四 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十四條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十二條から第七十四條まで、第七十八條、第八十三條の二から第九十條まで、第百三十五條及び第百三十七條から第百三十九條までの規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。第百四十三條中「施行規則第六條の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六條の六第二号」を「同号」に改める。

第百四十九條中「第八十四條」を「第八十三條の二」に改める。

第百五十條の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号中「第五十五條の八」を「第五十五條の十二」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第二号中「第五十五條の八」を「第五十五條の十二」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第四号中「第五十五條の八」を「第五十五條の十二」に改める。

第九章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）  
第百四十九條の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数との合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業者等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百四十九條の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業者等）にあっては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等）にあっては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスをj受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百四十九条の四 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十四条から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条から第五十九条まで、第六十五条、第六十七条から第六十九条まで、第七十二条、第七十三条、第七十八条、第八十三条の二から第九十条まで、第百三十八条、第百三十九条、第百四十三条及び第百四十六条から第百四十八条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第百五十五条の次に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第百五十五条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第百六十条第一項中「第八十二条」の下に、「第八十三条、第八十四条」を加え、「この条」を「この項」に改める。

「第十五章 削除」を削る。

第十六章を第十七章とする。

第百八十五条第一項中「指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。」及び「指定通所支援基準条例第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。」を削る。

第十四章を第十六章とする。

第百八十一条第一項中「は」を「が」に、「次の各号に掲げる従業者の区分に応

じ、」を「置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数は」に、「員数の従業者を置かなければならない」を「数とする」に改め、同項第二号イ中「この号」を「この章」に改める。

第百八十二条第三項中「利用者」を「当該利用者」に改め、「家事等」の下に「指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。」を加える。

第百八十四条の十後段中「第百八十四条の十」を「第百八十四条の十九」に、「第九十条」を「第九十条第一項」に改め、第十三章第二節中同条を第百八十四条の十九とし、第百八十四条の六から第百八十四条の九までを九条ずつ繰り下げる。

第百八十四条の五中「第百八十四条の七」を「第百八十四条の十六」に改め、同条を第百八十四条の十四とし、第百八十四条の四を第百八十四条の十三とし、第百八十四条の三を第百八十四条の十二とする。

第百八十四条の二中「前節」を「第一節」に、「第百八十四条の十」を「第百八十四条の十九」に、「第百八十四条の四第一項」を「第百八十四条の十三第一項」に改め、同条を第百八十四条の十一とする。

第十三章第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準

（日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準）

第百八十四条の二 前節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第百八十四条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第百八十四条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定める数とする。

- 一 世話人（夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人をいう。） 常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上
- 二 生活支援員（夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員をいう。） 常勤換算方法で、イから二までに掲げる数の合計数以上
  - イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
  - ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
  - ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
  - ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数
  - 三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
  - イ 三十以下 一以上
  - ロ 三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 二 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従業者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。
- 三 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 四 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければなら

らない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 五 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。  
（設備）
- 第百八十四条の五 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、入所施設又は病院とは独立した建物であり、かつ、利用者の家族及び地域住民との交流が確保される場合、地域生活を希望する重度障害者の共同生活住居への入居を優先する場合その他の入所施設又は病院の敷地内にあることが適当と知事が認める場合は、この限りでない。
- 二 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。
- 三 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 四 共同生活住居（第六項及び第七項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）は、その入居定員を一人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。
- 五 前項ただし書の場合において、一の建物の入居定員の合計は、二十人以下とする。
- 六 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。
- 七 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 八 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 九 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 十 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができ

る設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の床面積は、収納設備を除き、七・四三平方メートル以上とする。と。

(実施主体)

第八十四条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十五条に規定する指定短期入所(第九十六条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第八十四条の七 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、調理、洗濯その他の家事等については、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第八十四条の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難であ

る場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第八十四条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の規定による報告、評価及び要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第八十四条の十 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十七条、第三十四条から第三十九条まで、第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十五条、第六十九条、第七十二条から第七十四条まで、第八十六条、第八十八条、第九十条、第一百四十七条の二、第八十一条の二、第八十一条の四から第八十一条の八まで及び第八十二条の三から第八十三条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは、「第八十四条の十において準用する第八十二条の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第八十四条の十において準用する第八十一条の六第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは、「第八十四条の十において準用する第八十一条の六第二項」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは、「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十四条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは、「第八十四条の十において読み替えて準用する第五十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十二条第一項」とあるのは、「第八十四条の十において準用する第五十二条第一項」と、同項第三号中「第六十四条」とあるのは、「第八十四条の十において準用する第八十六条」と、同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは

「第百八十四条の十において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百八十四条の十」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百八十四条の十において準用する第百八十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百四十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第百七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第十三章を第十五章とし、第十二章の次に次の二章を加える。

第十三章 就労定着支援

(基本方針)

第百七十九条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として法第五条第十五項の厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項の厚生労働省令で定める期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第百七十九条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）ごとに置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該各号に定める数とする。

- 一 就労定着支援員 常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて

受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この号において同じ。）の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

- イ 六十以下 一以上
- ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する就労定着支援員及びサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(設備及び備品等)

第百七十九条の四 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

第百七十九条の五 指定就労定着支援事業者は、サービス管理責任者に、第百七十九条の十一において準用する第五十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第七十九条の六 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第七十九条の七 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第七十九条の八 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第七十九条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

- 二 第三十条各号(第四号及び第六号を除く。)に掲げる事項

(記録の整備)

第七十九条の十 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。

- 一 一次条において準用する第十九条第一項の規定によるサービスの提供の記録
- 二 一次条において読み替えて準用する第五十七条第一項に規定する就労定着支援計画

画

- 三 一次条において準用する第二十八条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 一次条において準用する第三十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 一次条において準用する第三十八条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

(準用)

第七十九条の十一 第九条から第二十三条まで、第二十八条、第三十一条から第三十九条まで、第四十九条、第五十六条、第五十七条、第五十九条及び第六十五条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第七十九条の九」と、第二十条第二項中「一次条第一項」とあるのは「第七十九条の十一」において準用する一次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十九条の十一」において準用する第二十一条第二項」と、第五十六条第一項中「一次条第一項」とあるのは「第七十九条の十一」において準用する一次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第五十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

(基本方針)

第七十九条の十二 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

(従業者の員数)

第七十九条の十三 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)ごとに置くべき従業者は次の各号に掲げる者とし、その員数はそれぞれ当該

各号に定める数とする。

一 地域生活支援員 一以上（利用者の数が二十五又はその端数を増すことに一を標準とする。）

二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 三十以下 一以上

ロ 三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（実施主体）

第七十九条の十四 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第七十九条の十五 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居室を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第七十九条の十六 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに、当該利用者の居室への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第七十九条の十七 第九條から第二十三條まで、第二十八條、第三十一條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條、第五十七條、第五十九條、第六十五條、第七十九條の四、第七十九條の五、第七十九條の九及び第七十九條の十の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第七十九條の十七において準用する第七十九條の九」と、第二十條第二項中「次條第一項」とあるのは「第七十九條の十七において準用する次條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十九條の十七において準用する第二十一條第二項」と、第五十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第七十九條の十七において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同條第二項第七号中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

附則第二項中「第八十四條の十」を「第八十四條の十九」に改める。

附則第三項中「第八十二條第三項」の下に「及び第八十四條の七第四項」を、

「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「第八十二條第三項」の下に「及び第八十四條の七第四項」を、

「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第五項中「第八十一條第一項第二号ロからニまで」の下に「及び第八十四條の四第一項第二号ロからニまで」を加える。

（岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二條 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四條の次に次の一條を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第四十四條の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者

は、速やかに、当該利用者の居室への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第五十一条中、「施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第五十五条中、「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第五十六条中、「施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第六十条中、「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第六十四条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第六十九条中、「第四十三条」の下に、「第四十四条、第四十五条」を加える。

(岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十条を次のように改める。

第十条 削除

(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第四条 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中、「第百八十四条の二」を「第百八十四条の十一」に改める。

附則第四項中、「第百八十四条の四」を「第百八十四条の十三」に改める。

附則第五項中、「第百八十四条の八第四項」を「第百八十四条の十七第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定による指定を受けている指定障害者支援施設については、第三条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中、「平成三十年六月三十日」を「平成三十三年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の七」を「第六条の二第一項」に改める。

(岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年岐阜県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。第十二条第一項の表第十二条の項中「第三十三条の七」を「第六条の二第一項」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月二日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一七の表四の項中「三七、七〇〇」を「三三、九〇〇」に改め、同表五の項中「一七、〇〇〇」を「一五、〇〇〇」に改める。

別表第十二の表六の項中

「シウエザーマーター(二十時間以内)

一件につき

「一〇、〇三〇」を	「シウエザーマーター(二十時間以内)	一件につ
「一、八八〇」	「エ 光沢度	一件につ

に改め、同表七の項中

「一〇、〇三〇」	「一 油圧式	一件につ
「一、七二〇」	「イ 油圧式	一件につ
「一、七二〇」	「複雑なもの	一件につ
「一、七二〇」	「簡単なもの	一件につ

に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例

岐阜県森林整備担い手対策基金条例(平成五年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「労働安全衛生」を「並びに労働安全衛生」に、「充実等」を「充実、林業労働力の確保の促進等」に、「の推進を図る」を「に関する事業に要する資金に充てる」に改める。

第二条を次のように改める。

(基金の額)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一三の表二の項中「一六、九〇〇」を「一七、七〇〇」に改める。

別表第二十一の表一の項中「三七、七〇〇」を「三三、九〇〇」に改め、同表二の項中「一七、〇〇〇」を「一五、〇〇〇」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岐阜県屋外広告物条例の一部改正)

第一条 岐阜県屋外広告物条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二種低層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

第八条第五項中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

(岐阜県建築基準条例の一部改正)

第二条 岐阜県建築基準条例(平成八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の表中「及び第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一二の表十一の項中「又は第十三項ただし書」を「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同表十四の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「壁面線指定等建築物建ぺい率制限特例許可申請手数料」を「壁面線指定等建築物建蔽率制限特例許可申請手数料」に改め、同表十五の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「公園内等建築物建ぺい率制限特例許可申請手数料」を「公園内等建築物建蔽率制限特例許可申請手数料」に改め、同表四十二の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「地区計画等区域内建築物建ぺい率制限特例認定申請手数料」を「地区計画等区域内建築物建蔽率制限特例認定申請手数料」に改める。

(岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第四条 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県営住宅条例の一部を改正する条例

岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第二条第六号口中「所得税法第一条第一項第三十三号の三に規定する老人控除対象配偶者」を「七十歳以上の者」に、「同項第三十四号の四」を「所得税法第二条第一項第三十四号の四」に、「その老人控除対象配偶者」を「その同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一二の表養老公園の項中、「駐車場」を削る。

別表第二養老公園（以下この項において「公園」という。）の項中「有料公園施設」

の下に「及び駐車場」を加える。

別表第三二一の表駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例

（設置）

第一条 教職員のハラスメント又は業務における過重な負荷等による死亡等の重大事態並びにハラスメント及び業務における過重な負荷等による死亡の防止対策に関する事項を調査審議させるため、岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教職員 教育長、教育委員会委員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職又は同条第三項に規定する特別職に属する職員であつて、岐阜県立学校又は岐阜県教育委員会事務局（以下「県立学校等」という。）に勤務するものその他県立学校等において雇用される者をいう。

二 ハラスメント 教職員が行つ次に掲げる言動をいう。

イ 他の教職員を不快にさせる職場及び職場外における性的な言動

ロ 職務上の地位、人間関係等職場における優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、他の教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場における就業環境を害する言動

ハ 教職員の妊娠、出産、育児又は介護に関する言動（これらに関する制度又は措置の利用に関するものを含む。）であつて、当該教職員の職場における就業環境が害されるもの

ニ イから八までに掲げるもののほか、他の教職員に係る人格及び尊厳を傷つける言動であつて、その者に不利益又は不快感を与えるもの

三 重大事態 次に掲げる事態をいう。

イ 教職員が、ハラスメントによりその生命又は心身に重大な被害が生じた疑いがあり、勤務を継続することが困難となつた事態

口 教職員が、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因として、又は業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡した事態

(所掌事務)

第三条 審議会は、教育委員会からの諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 重大事態に関すること。

二 ハラスメント及び前条第三号口に掲げる事態を防止するための対策に関すること。

(組織)

第四条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、労働又は教育に関する専門的な知識及び経験その他前条各号に掲げる事項を調査審議するために必要な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(委員の任期等)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長各一人を置く。

2 会長は委員のうちから互選し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 審議会は、第三条第一号に掲げる事項を調査審議するため必要があると認め

ときは、同号に掲げる事項に関し学識経験を有する者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは事情を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 審議会は、第三条第一号に掲げる事項を調査審議するうえで、事実関係を明確にするため特に必要があると認めるときは、その指名した委員に、関係者からの重大事態に関する事情の聴取又は関係者に対する文書その他の物件の提出若しくは閲覧の請求その他の調査をさせることができる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県社会教育委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十六号

岐阜県社会教育委員条例の一部を改正する条例

岐阜県社会教育委員条例(昭和二十四年岐阜県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表六の項中「二、一」を「九、九」に改め、同表八の項中「二、五」を「三、三」に改め、同表十九の項中「二、六」を「二、五、三」に改める。

別表第二三の表四の項中「二、四」を「二、一」に改める。

別表第一四の表一の項中「二、五」を「二、二」に改める。

別表第一五の表二の項中「四、六」を「五、四」に改める。

別表第一六の表六の項中「一、六」を「一、八」に改め、同表九の項中「二、一」を「二、九」に改める。

別表第一七の表九の項中「二、一」を「二、八」に改め、同表十二の項第一号イ中「二、六」を「二、五、五」に改め、同号八中「四、四」を「四、一」に改め、同号九「五」を「六、六」に改め、同項第二号口中「一、八、五」を「一、九」に改め、同号八中「二、二」を「二、五、五」に改め、「一」を「三、三」に改め、同項第三号八中「二、九、五」を「二、六」に改め、「四、五」を「四、五」に改め、同項第四号イ中「二、八、五」を「二、九」に改め、同項第五号イ中「二、七、五」を「二、七」に改め、同号八中「四、五、五」を「四、八」に改め、同項第六号八中「二、八、五」を「二、九」に改め、「四、四」を「四、三、五〇」に改め、同表十三の項第一号中「四、五」を「三、九」に改め、「六、七」を「六、四」に改め、同項第二号中「三、八、五」を「三、七、五」に改め、「四、七、五」を「四、五、五」に改め、同表十四の項中「二、四、五」を「二、四」に改め、「三」を「二、八、五」に改め、同表十五の項及び十六の項中「一、一」を「一、一、五」に改め、同表十七の項中「六、五」を「七、五」に改め、同表十八の項中「三十分につき」を「一人につき」に改め、「三、五〇」を「一、四〇〇」に改め、同表十九の項中「一、一〇〇」を「一、一、一、五」に改め、同表二十の項第一号中「三、一」を「三、四」に改め、同項第二号中「一、九、六、五」を「二、九、五」に改め、同項第三号中「二、四、五」を「二、四、七」に改め、同項第四号中「二、七」を「二、五」に改め、同表二十二の項第一号中「一、四、六」を「一、四、五」に改め、同表二十三の項第一号中「一、一、一」を「一、一、五」に改め、同表二十四の項第一号中「一、八、五」を「一、四、五、五」に改め、同項第二号中「二、一、八」を「二、一、八、五」に改め、同項第三号中「二、四、五」を「二、四、五、五」に改め、同表二十五の項第一号中「二、一、五」を「二、一、五、五」に改め、同表二十六の項及び二十七の項中「二、一、一」を「二、一、一、五」に改め、同表二十八の項中「二、四」を「二、四、一」に改め、同表二十九の項第三号中「二、一」を「二、一、九、五」に改め、同項第四号イ中「四、一」を「四、四、五」に改め、同号口中「三、四」を「三、五」に改め、同号八中「二、四、五」を「二、八」に改め、同項第五号イ中「四、一」を「四、一、五」に改め、同項第六号中「二、四」を「二、五」に改め、同項第八号中「一、三」を「一、四」に改め、同項第九号中「六、五」を「七、五」に改め、同項第十号水中「二、四」を「二、四、五」に改め、同項第十二号イ中「四、六、五」を「五、一」に改め、同号口中「四、六、五」を「五、一」に改め、「七、五、五」を「七、九、五」に改め、同号八中「五、六、五」を「五、八」に改め、同号二中「二、一」を「二、一、五」に改め、同号水中「二、一」を「二、一、五」に改め、同号八中「四、三」を「四、四、五」に改め、同号イ中「二、四」を「二、三、五」に改め、同項第十三号口中「三、二」を「三、二、五」に改め、同項第十四号中「二、九」を「二、九、一」に改め、同表三十の項第二号中「一、五」を「一、八」に改め、同項第三号イ中「四、六、五」を「五、一」に改め、同号口中「四、六、五」を「五、一」に改め、「七、五、五」を「七、九、五」に改め、同表附表第一一の項中「三、六〇〇」を「三、五、五〇」に改め、「三、三〇〇」を「三、二、五〇〇」に改め、同表三の項中「二、四、五〇」を「二、五〇〇」に改め、「一、九、五〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表四の項中「二、四、五〇」を「二、五〇〇」に改め、「一、九、五〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表五の項中「二、三、三、五〇」を「二、三、五〇〇」に改め、「一、九、五〇」を「二、〇〇〇」に改め、「二、五〇〇」を「二、六、五〇〇」に改め、同表六の項中

に改め、同項第四号中「二、七」を「二、五」に改め、同表二十一の項中「一、一」を「一、一、五」に改め、同表二十二の項第一号中「一、四、六」を「一、四、五、五」に改め、同項第二号中「二、一、八」を「二、一、八、五」に改め、同項第三号中「九、四」を「九、六、五」に改め、同項第四号中「二、七、五」を「二、四、五」に改め、同表二十三の項第一号中「二、一」を「二、一、九」に改め、「四、六、五」を「四、四」に改め、同項第二号中「一、九、五」を「一、七、五」に改め、「二、八、五」を「二、五、五」に改め、同項第三号中「一、七、五」を「一、六、五」に改め、「三、三」を「三、一」に改め、同項第四号中「一、五」を「一、一」に改め、同表二十四の項第二号中「二、五」を「二、五、五」に改め、同表二十六の項及び二十七の項中「二、一、一」を「二、一、一、五」に改め、同表二十八の項中「二、四」を「二、四、一」に改め、同表二十九の項第三号中「二、一」を「二、一、九、五」に改め、同項第四号イ中「四、一」を「四、四、五」に改め、同号口中「三、四」を「三、五」に改め、同号八中「二、四、五」を「二、八」に改め、同項第五号イ中「四、一」を「四、一、五」に改め、同項第六号中「二、四」を「二、五」に改め、同項第八号中「一、三」を「一、四」に改め、同項第九号中「六、五」を「七、五」に改め、同項第十号水中「二、四」を「二、四、五」に改め、同項第十二号イ中「四、六、五」を「五、一」に改め、同号口中「四、六、五」を「五、一」に改め、「七、五、五」を「七、九、五」に改め、同号八中「五、六、五」を「五、八」に改め、同号二中「二、一」を「二、一、五」に改め、同号水中「二、一」を「二、一、五」に改め、同号八中「四、三」を「四、四、五」に改め、同号イ中「二、四」を「二、三、五」に改め、同項第十三号口中「三、二」を「三、二、五」に改め、同項第十四号中「二、九」を「二、九、一」に改め、同表三十の項第二号中「一、五」を「一、八」に改め、同項第三号イ中「四、六、五」を「五、一」に改め、同号口中「四、六、五」を「五、一」に改め、「七、五、五」を「七、九、五」に改め、同表附表第一一の項中「三、六〇〇」を「三、五、五〇」に改め、「三、三〇〇」を「三、二、五〇〇」に改め、同表三の項中「二、四、五〇」を「二、五〇〇」に改め、「一、九、五〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表四の項中「二、四、五〇」を「二、五〇〇」に改め、「一、九、五〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表五の項中「二、三、三、五〇」を「二、三、五〇〇」に改め、「一、九、五〇」を「二、〇〇〇」に改め、「二、五〇〇」を「二、六、五〇〇」に改め、同表六の項中

「一、七五〇円」を「一、八〇〇円」に改め、「一、一〇〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表備考第一号中「一、四五〇円」を「一、三五〇円」に改め、「一、八五〇円」を「九〇〇円」に改め、「一、〇五〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、「一、三〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表備考第二号中「五五〇円」を「五〇〇円」に改め、「三三〇円」を「三〇〇円」に改め、別表第一七の表附表第二の項中「三、六〇〇円」を「三、五五〇円」に改め、「一、三〇〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表二の項中「一、三三〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表三の項中「一、二五〇円」を「一、三〇〇円」に改め、「一、二〇〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表四の項及び五の項中「一、五五〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表六の項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に改め、「一、二〇〇円」を「一、二五〇円」に改め、同表備考第一号中「一、五〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、「一、一五〇円」を「一、八五〇円」に改め、同表備考第二号中「又は準中型自動車免許に係るものにあつては二五〇円を、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係るものにあつては一〇〇円を、準中型自動車免許、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係るものにあつては、一五〇円」に改める。

別表一九の表七の項及び十六の項中「一、一」を「一、八」に改める。  
 別表第二十の表一の項中「三、一」を「二、一」に改め、同表二の項中「一、九」を「一、七」に改める。  
 別表第二十一の表二の項中「一、五」を「一、六」に改め、同表三の項中「一、一」を「一、一」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県住宅宿泊事業条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県住宅宿泊事業条例

(目的)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって県民生活の安定向上及び県民経済の発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）の例による。

(県の責務)

第三条 県は、住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、次に掲げる施策を実施する責務を有する。

一 県民及び住宅宿泊事業者等が法及びこの条例の趣旨及び内容に対する理解を深めるための施策

二 市町村その他の関係団体との連携協力体制の確保

三 県民及び住宅宿泊事業者等からの苦情、相談等に対応するための体制の整備

四 健全な住宅宿泊事業者等の育成

(宿泊者の衛生の確保)

第四条 住宅宿泊事業者（法第十一条第一項の規定により住宅宿泊管理業務が委託された場合にあつては、住宅宿泊管理業者。以下同じ。）は、宿泊者の衛生の確保を図るため、届出住宅について、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 設備及び備品等を清潔に保つこと。

二 シーツ、カバーその他の寝具で直接人に接触するものは、宿泊者が入れ替わるごとに洗濯したものと取り替えること。

三 循環式浴槽又は加湿器を備え付けている場合は、宿泊者が入れ替わることに、循環式浴槽にあつては湯を抜き、加湿器にあつては水を交換し、それぞれ汚れ又はぬめりが生じないように洗淨すること。

(消防法令の確認等)

第五条 法第三条第一項の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、宿泊者の安全の確保を図るため、あらかじめ、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び同法に基づく命令並びに同法第九条の規定により市町村が定めた火の使用に関する条例による規制の有無及びその内容について、届出住宅の所在地を管轄する消防署等

に確認しなければならない。

2 届出をしようとする者は、法第三条第二項の届出書に、同条第三項に規定する書類に併せて、届出住宅が消防に関する法令に適合していることを消防長又は消防署長が認める書面を添付しなければならない。

3 前二項の規定は、法第三条第四項の規定による届出（住宅の規模その他の規則で定める事項の変更に係るものに限る。）をしようとする者について準用する。この場合において、前項中「法第三条第二項の」とあるのは「当該届出に係る」と、「同条第三項」とあるのは「法第三条第五項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

（外国人観光旅客である宿泊者に対する案内書面の備付け）

第六条 住宅宿泊事業者は、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るため、法第七条に規定する措置を講ずるに当たっては、当該措置の内容を記載した書面を居室に備え付ける方法により行わなければならない。

（宿泊者情報の確認等）

第七条 住宅宿泊事業者は、宿泊者が宿泊を開始する時まで、対面又は対面と同等の方法として規則で定める方法により、当該宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項を確認しなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、宿泊期間が七日以上となるときは、前項に規定する方法により、当該宿泊者が届出住宅に滞在していることを定期的に確認しなければならない。

（周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項の説明）

第八条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、宿泊者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について説明しなければならない。

- 一 騒音の防止のために配慮すべき事項 届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ、次に掲げる事項
- イ 届出住宅の近隣の住民に迷惑を及ぼす大声又は音を発しないこと。
- ロ 深夜においては、窓を閉鎖すること等により届出住宅から音が漏れないようにすること。

八 届出住宅の屋外において、当該届出住宅の近隣の住民に迷惑を及ぼす宴会（複数の者が飲食を共にする会合をいう。）を開かないこと。

二 イから八までに掲げるもののほか、騒音の防止のために配慮すべき事項

二 こみの処理に關し配慮すべき事項 こみを排出する場合は、当該届出住宅が所在する市町村が定める方法により分別し、住宅宿泊事業者が指定する方法により行うこと。

三 火災の防止のために配慮すべき事項 次に掲げる事項

- イ ガス機器を使用する際の注意事項
- ロ 消火器の使用法
- ハ 火災が発生した場合の通報先
- ニ 避難経路

（苦情への対応）

第九条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民から苦情があった場合において、当該苦情に係る宿泊者に対して注意を行い、及び当該注意によってもなお改善されないときは、宿泊者に対して届出住宅からの退去を求めるとその他の必要な措置を講じなければならない。

（実施することが望ましい事項）

第十条 届出をしようとする者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 届出住宅の近隣の住民に対し、当該届出住宅において住宅宿泊事業を営む旨を説明すること。

二 火災保険、第三者に対する賠償責任保険等に加入すること。

2 住宅宿泊事業者は、届出住宅が共同住宅である場合にあつては、集合水ス卜、掲示板その他の公衆の認識しやすい箇所に、規則で定めるところにより、届出住宅に係る表示をするよう努めるものとする。

3 住宅宿泊管理業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 事故の発生時その他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること。
- 二 届出住宅の周辺地域の住民からの苦情に対応するときは、必要に応じて、当該苦情を受けてからおおむね三十分以内（交通手段の状況等により当該届出住宅への到着に時間を要すると認められる場合にあつては、六十分以内）に当該届出住宅に到着すること。

（公表）

第十一条 知事は、届出があつたときは、速やかに、届出番号及び届出住宅の所在地について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（岐阜県住宅宿泊事業審議会）

第十二条 次に掲げる事項を調査審議させるため、岐阜県住宅宿泊事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 法第十八条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する事項
- 二 住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営の確保に関する事項
- 三 観光旅客の来訪及び滞在を促進するための住宅宿泊事業に係る取組に関する事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、第一項の規定により調査審議を行うため又は前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、市町村の意見を聴くものとする。
- 4 審議会は、委員十人以上以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第五条第一項及び第二項、第十条第一項並びに次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）からこの条例の施行の日までの間における第五条第一項の規定の適用については、同項中「法第三条第一項の届出」とあるのは「法附則第二条第一項の規定により法第三条第二項及び第三項の規定の例によりすることができることとされた届出」と、「以下」とあるのは「次項及び第十条第一項において」とする。

3 一部施行日から一月を経過する日までの間における第五条第二項及び第十条第一項の規定の適用については、第五条第二項中「法第三条第二項の届出書に、同条第三項

に規定する書類に併せて」とあるのは「附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一月を経過する日までに」と、「添付しなければ」とあるのは「知事に提出しなければ」と、第十条第一項中「者は」とあるのは「者は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一月を経過する日までに」とする。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に法附則第二条第一項の規定により法第三条第二項及び第三項の規定の例により届出をしている者（次項において「届出者」という。）は、一部施行日から一月を経過する日までに、届出住宅が消防に関する法令に適合していることを消防長又は消防署長が認める書面を知事に提出しなればならない。

5 届出者は、一部施行日から一月を経過する日までに、届出住宅の近隣の住民に対し、当該届出住宅において住宅宿泊事業を営む旨を説明するよう努めるものとする。

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 基本的施策の推進（第九条 第十六条）

附則

手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約において世界的に認められており、わが国においても障害者基本法において明らかにされている。

岐阜県においても、全ての県民が、障害を理由とする差別を受けず、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生

きることができる社会を目指して、平成二十八年三月、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を制定し、手話を言語として位置づけた。

同条例では、基本理念として、全ての障害のある人が手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会が図られなければならないとされたところである。

その理念を具現化するためには、手話が言語として認められた歴史的背景を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における普及促進が必要である。さらに、全ての障害のある人が、それぞれの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備及び県民の理解促進を図るための具体的な取組を定めるため、本条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者並びに障害のある人、障害者関係団体及び支援者（以下「障害のある人等」という。）の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会及び障害のある人がその意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害のある人 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（平成二十八年岐阜県条例第三十八号）第二条第一項に規定する障害のある人をいう。

二 手話 ろう者（盲ろう者を含む。以下同じ。）が情報を取得し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図り、及び思考をするための手段として、手若しくは指の動き又は表情等により視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有する言語をいう。

三 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。

四 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の

障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段（障害のある人の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。

五 支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳又は介助、点訳又は音訳を行う者その他の障害のある人の意思疎通を支援する者をいう。

(基本理念)

第三条 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとともに、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために創意工夫し、受け継いできた文化的所産であるという認識の下に行われるものとする。

2 意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に意思を伝え、理解し、及び尊重し合うために、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの必要性を認めることにより行われるものとする。

(県の責務)

第四条 県は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとの認識が県民に広く共有されるよう、県民の手話に関する理解の促進に努めるものとする。

2 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進し、意思疎通手段を利用する上で障壁となるものの除去について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、障害のある人等の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

(市町村その他の関係機関との連携)

第五条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念ののっとり、意思疎通手段の理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念ののっとり、県、市町村又は障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念ののっとり、県が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときは、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(障害のある人等の役割)

第八条 障害のある人等は、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるものとする。

2 障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策の推進

(計画等)

第九条 県は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進にあたっては、障害のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとする。

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第十条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材育成等)

第十一条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備に努めるものとする。

(意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保)

第十二条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

(学校の設置者の取組)

第十三条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。

2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への協力)

第十四条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に合理的配慮を行うための取組に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第十五条 県は、障害のある人等が行う意思疎通手段の発展のための調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、基本的施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の一部改正)  
2 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削る。

第十二条中「及び手話に対する理解」を削る。

岐阜県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県がん対策推進条例の一部を改正する条例

岐阜県がん対策推進条例（平成二十二年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「現状にかんがみ」を「現状並びにがん対策においてがん患者（がん患者であつた者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み」に、「その他」を「その他の」に改める。

第三条中「がん検診」を「がん検診（精密検査を含む。以下同じ。）」に改める。

第四条中「その他」を「その他の」に改める。

第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（児童等に対するがん教育の推進）

第十七条 県は、児童及び生徒並びにその保護者が、がん及びがん患者に関する正しい知識を持つとともに、がんの予防、早期発見等の重要性について理解を深めることができるよう、教育機関、保健医療関係者その他の関係団体と連携して必要な施策を講ずるものとする。

第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とする。

第十二条中「その他」を「その他の」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条中「その他がん医療」を「その他のがん医療」に改め、同条を第十三条とする。

第十条中「がん患者及びその家族が終末期を含め質の高い療養生活が送れる」を「がん患者が終末期を含め質の高い療養生活を送ることができる」とともに、「その家族ががん患者に安心して寄り添うことができる」に改め、「がん患者が」を「がん患者の」に、「その家族ががん」を「その家族のがん」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十条とする。

第八条中「がん医療が提供」を「がん医療を提供することが」に改め、同条を第十条とする。

第七条を削る。

第六条の見出し中「予防対策」を「予防及び早期発見」に改め、同条中「県は」を「県は、第六条第一号及び第七条第一項第一号に掲げる施策を講ずるにあつては」に、「予防対策の推進のために必要な施策を講ずる」を「予防及び早期発見のための対策を推進する」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（がん患者等への支援）

第九条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上並びにがん患者及びその家族の精神的及び社会的な不安その他の負担の軽減に資するために、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 セカンドオピニオン（診断又は治療に関して担当医以外の医師の意見を聞くことをいう。）を含めた相談体制の充実

二 がんに関しても働き続けることができるよう、がん患者及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制整備並びに県民の理解を深めるための普及及び啓発

三 がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者等支援することを目的とする活動への支援

第五条（見出しを含む。）中「及び早期発見」を削り、「その他関係機関」を「その他の関係機関」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「等」を「がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等による特定のがん及びその予防その他の」に改め、同条を第一号とし、同条の次に次の一号を加える。

二 県がその事務を処理するために使用する施設、学校、病院、公園、歩道その他の多数の者が利用する施設における受動喫煙を防止するための禁煙又は分煙の推進

第五条第三号を削り、同条第四号中「受動喫煙の防止のための県庁舎」を「市町村がその事務を処理するために使用する施設」に、「その他」を「その他の」に、「分煙又は禁煙の推進」を「受動喫煙を防止するための禁煙又は分煙の促進」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（がんの早期発見及び検診の質の向上等）

第七条 県は、がんの早期発見を推進するため、市町村、医療機関その他関係機関と連携し、及び協力して、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん検診受診率の向上のための普及及び啓発その他の必要な施策
- 二 がん検診に携わる保健医療関係者の資質の向上を図るための施策

2 県は、がん検診の質の向上等を図るため、市町村におけるがん検診の実態を把握す

るとともに、必要な施策を講ずるものとする。  
第四条の次に次の一条を加える。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、従業員に対し、がんの予防、がん検診の受診その他のがん対策に関する啓発に努めるとともに、がん患者である従業員の雇用の継続等に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十一号

岐阜県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)(第一百七十二条の二の規定に基づき、岐阜県議会議員(以下「県議会議員」という。)(選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第二条 岐阜県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)(は、県議会議員の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。)(において、県議会議員の候補者(以下「候補者」という。)(の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに一回発行しなければならない。

2 選挙公報は、選挙区ごとに発行しなければならない。

3 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。

4 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、委員会が定める。

(掲載文の申請)

第三条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、

その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名譽を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする事項等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

(選挙公報の発行手続)

第四条 委員会は、前条第一項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第一項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第五条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)(が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、当該選挙の期日の前日までに、配布するものとする。

2 市町村委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別な事情があるときは、あらかじめ、委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことにより、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第六条 法第百条第四項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別な事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(申請等の時間)

第七条 この条例の規定又はこの条例に基づく委員会の定めによって候補者が委員会に對してする申請その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙について適用する。

平成三十年三月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社